議案第56号 町及び字の区域の変更について

企画政策課

土地区画整理法に基づく阪神間都市計画事業北摂三田第二テクノパークA地区土地 区画整理事業に伴う町及び字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の 規定により、議会の議決を求めるもの。

【制定趣旨】 阪神都市計画事業北摂三田第二テクノパーク A 地区土地区画整理事業において、換地 処分が9月に実施される見込みとなった。それにあわせ、当該地区の町及び字の区域を変 更しようとするもの。

【根拠法令】 地方自治法第 260 条第1項(町又は字の区域の変更)

【制定内容】

・現在の字及び小字(北摂三田第二テクノパークA地区) 三田市 上内神字王子谷、上内神字落合の全部

上内神字萩ノ尾、上内神字北山、上内神字地藏田、上内神字王子、下相野字北山 の各一部

・字の区域の変更後 三田市 テクノパーク

第二テクノパークの字を「テクノパーク」とする理由

第二テクノパークは、テクノパークとともに神戸三田国際公園都市の高度産業都 市の一翼を担う位置づけであり、テクノパークと一体的な生産・流通施設用地、 研究開発施設用地として計画されている。また、入居企業にとってもテクノパー クと同一の字であることにより、同じ地域に入居する企業としての一体感を醸成 することが期待でき、企業間の交流を促進する上でも字名を「テクノパーク」と 設定することが望ましい。

なお、「第二テクノパーク」という名称は、当該区画整理事業の範囲を指す通称 として使用する。

【施行期日】 告示の日

【予算措置】 なし

【その他】 北摂三田第二テクノパークB地区土地区画整理事業の範囲については、換地処分の時 期が未定であるため、今回、町及び字の区域の変更について議決を受けないこととする。